

令和2年第4回広尾町議会定例会 第2号

令和2年12月9日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番	松田健司	2番	浜野隆
3番	萬亀山ちず子	4番	前崎茂
5番	北藤利通	6番	志村國昭
8番	山谷照夫	9番	渡辺富久馬
10番	小田雅二	11番	旗手恵子
12番	浜頭勝	13番	堀田成郎

○欠席議員（1名）

7番 星加廣保

○出席説明員

町長	村瀬優
副町長	田中靖章
会計管理者	山崎勝彦
兼出納室長	山崎勝彦
総務課長	齊藤美津雄
総務課長補佐	柏崎弥香子
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	山岸雄一
併総務課主幹	木幡幸雄
企画課長	雄谷幸裕
企画課長補佐	及川隆之
住民課長	西脇秀司
住民課長補佐	佐藤直美
住民課長補佐	楠本直美
住民課長補佐	山崎義和
兼住民課長補佐	佐藤清美

保 健 福 祉 課 長	宝 泉	大
兼老人福祉センター所長	宝 泉	大
地域包括支援センター長	村 上 洋	子
健康管理センター長	佐 藤 清	美
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭	力
兼子育て世代包括支援センター長	佐 藤 清	美
認定こども園ひろお保育園長	道 尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成 田 まゆみ	み
兼豊似保育所長	成 田 まゆみ	み
特別養護老人ホーム所長	金 石 輝	義
兼養護老人ホーム所長	金 石 輝	義
農 林 課 長	平 浩	則
兼町営牧場長	平 浩	則
水産商工観光課長	室 谷 直	宏
建設水道課長	前 田 憲	一
建設水道課主幹	北 藤 盛	通
兼下水終末処理センター長	前 田 憲	一
港 湾 課 長	森 谷	亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	齊 藤 美 津 雄

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委員長	木下利夫
併書記	齊藤美津雄

〈農業委員会〉

会長	今村弘美
併事務局	長平浩則
事務局次長	寺井真

○出席事務局職員

事務局	長白石晃基
事務局次長	保坂一也
総務係主事	西村萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の出欠ではありますが、7番、星加廣保議員より欠席の届出があります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、8番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、1番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（松田） 私は、広尾町内の飲食店等に対する支援と感染予防対策などへの取組について質問をさせていただきます。

コロナウイルス感染拡大の第3波真ただ中にある現在、11月19日に政府より推奨された、会食の場での人数制限や、飲食を伴う場での時間制限、マスク着用の徹底などから、飲食店の収益の柱である忘年会や新年会を敬遠する動きが広がり、町内飲食店の経営や存続にますます厳しい風が吹いております。

コロナ禍以前から町内飲食店の数は減り続けており、何らかの手を打てないと地域活性化の希望はますます遠いものになると推測され、町として経済的な支援にとどまらず、感染予防策も含め、一段と積極的な取組が必要かと思えます。

そこで、お尋ねします。今現在、飲食店などに行っている支援や取組、また、これからの政策で考えておられること等がありましたらお聞かせください。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 松田議員の質問にお答えをいたします。

北海道は11月7日、新型コロナウイルス感染症の警戒ステージをステージ3に移行するとともに、11月17日には札幌市を対象に、北海道独自のステージ4相当の強い措置を講じ、集中的な感染拡大

防止対策を12月11日までしておりますけれども、現在ではさらに25日まで延長することを検討しているとのことでもあります。

本町におきましても、町民の命と健康を守ることを最優先に、様々な感染拡大防止に努め、雇用の維持や事業の継続のため、各産業団体などと協議の上、地方創生臨時交付金を活用した各種の緊急経済対策を実施してまいりました。

また、国や北海道から感染拡大防止対策徹底の要請が来るたびに、各産業団体を通じ、各事業所へ北海道スタイルの実践協力をお願いしてきました。そして、11月17日開催の商工振興懇談会、さらには同月の24日には商工会長のほかが来庁いたしまして、喫緊の課題として各事業所における感染拡大防止対策に係る支援策について協議をしたところであります。

ご質問のとおり、町としても積極的な取組が必要であると認識しておりまして、現在、商工会にて実態の調査中でありまして、町内の飲食店等の実態を把握した上で、感染防止策を積極的に図る飲食店への必要な支援策を講じる検討をしているところであります。

今後におきましても、効果的な支援が図られるよう情報収集に努め、商工会と連携して適切に対応してまいりたいと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） コロナ禍に入り、間もなく1年がたとうとしています。

宿泊業を含む町内飲食業界の経済的な冷え込みが続いている中、コロナ対策に積極的に取り組むところと取組を行っていないところの二極化が進み、対策への取組が進んでいない飲食店では収益の下げ止まりが続いている現状があります。コロナ禍での生活がまだまだ長期化するとの見通しが示される中、単なる現金給付的な支援だけでは経営が立ち行かないことも想定されます。

そこで、北海道スタイルの下、ほかの市町村でも既に実施されているところでもありますが、広尾町においても独自の感染症対策支援制度を創設し、その利用を希望するお店に対し、冬場の感染予防対策で厚生労働省より特に有効だと推奨されている、室内の換気と湿度の維持、口からの飛沫の防止を重点とした、次のような3つの支援を行っていくのはどうでしょうか。

1つ目は、室内換気の目安を数値化し、冬場での室内環境を有効に行うための二酸化炭素濃度測定機の導入。これは、厚生労働省の発表では、室内においての二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えるとウイルス感染リスクが高まるとの発表があり、換気をする際の一つの目安にできることと、数値を可視化することにより、顧客に対する安心感も同時に提供できるためになります。

2つ目は、感染症対策に有効な湿度の測定をする湿度計を導入し、適切な湿度の維持と数値の見える化を図る。

3つ目として、口から出る飛沫対策として、間仕切りに使うアクリル板の設置。

この3つを1つのパッケージにして、上限額を定めた上で個々の店舗の規模に応じ、以上のような物品を現物支給の形で支援を行う。そして、この制度を利用して対策を強化した店舗に対しては、

広尾町が認めるコロナ対策認定店としてステッカー等を授与し、それを店頭に貼っていただくことで、コロナ禍でも町民が気軽に立ち寄れるお店を増やしていくことが町内の飲食店にも、そして地域の中で少しでも経済を回し、活性化を図る意味合いにおいても有効だと思いますが、そのような取組についてのお考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員のほうから今ご提案がございました。まさに今、本町の喫緊の課題としては、コロナウイルスの感染症対策、それから広尾町の経済をどう回していくかということが喫緊の課題であります。特に、コロナウイルスでは飲食店の影響が非常に大きいところであります。商工会とも協議をしているところであります。

今、議員がおっしゃったように、飲食店の中でも温度差がございます。感染対策をしっかりとしている店、そうでない店があるわけでありましてけれども、今やっぱり求められているのは一人一人の責任ある行動、私たちもそうですけれども、飲食店側についても責任あるそういった行動が求められているのではないかというふうに思っております。私たち住民側もきっちり感染対策をして、そして飲食店側も対策を講じた上で、安心だから来てください、安心な店だから私たちも感染防止対策をして行く、そうしないと経済が回らないのだというふうに思っています。

議員がおっしゃったように、緊急経済対策、いろんな支援金を配るのも一つの方法でありますけれども、長期化するわけでありましてから、やっぱりどうやって経済を回していくかというところに観点を置いて進めたいというふうに思っております。

具体的に3点のご提案がございました。広尾町としても、二酸化炭素の数値を数値化するかというところは、やっぱり相当資機材もかかるのではないかというふうに思いますけれども、まずはできるところ、湿度計もそうですし、それから体温を測る温度計もそうでありまして、飛沫防止のシートだとかパーティション、そのことはすぐできることでありますので、しっかり商工会と連携しながら対策を進めたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 今いただきました答弁の中で、積極的に取り組んでいただけるというお話をいただきました。

二酸化炭素濃度測定機においては、市販のものでは大体5,000円から1万円ぐらいの間で購入できるということになっています。なので、その3点を1つのパッケージにして提供するにしても、僕が個人的に行った概算では1店舗当たり5万円ぐらいあれば何とか対応できるのではないかなと思っております。

そして、先ほども申しましたように、そういったパッケージを使っていたお店に対しては広尾町独自で、他町村でもやっているようなステッカーとか認めるような文書等を発行して、それ

を店舗に貼り付けることで、お客さんも積極的に対策している店舗だなということで、安心して飲食をしていただけるのではないかなと考えておりますが、そのような取組が実際に、具体的にできるかできないのかという返事をできればもらいたいところでありまして、収益の柱である年末年始の需要に間に合うように、それもスピード感を持って取り組んでいただけることができるかどうか、再度お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この関係につきましては、私どもも飲食店への影響を深刻に捉えているところでありまして、先週も商工会長が来て対策を協議したところでありまして、すぐ商工会もそれぞれ実態調査に乗り出しているところでありまして、手元にその報告書もあるわけでありまして、

本当に温度差があって、していない店もあるわけでありまして、今、議員がおっしゃったとおりスピード感を持って年末年始、書き入れ時でありますから、やっぱり安心感のあるお店に行くというところが必要でありますから、今言った商工会がやるのか町がやるのか、これから協議しますけれども、このお店はちゃんと感染対策していますよという証明書、ステッカーみたいなものを貼って、そして経済を回すことが大切でありますし、また、行く住民側もしっかり対策をして行くというところが必要かなというふうに思っておりますので、しっかりスピード感を持って対応をさせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、5番、北藤利通議員、登壇の上、発言を許します。

1、5番（北藤） 私は、2問の質問をさせていただきます。

1問目は、広尾サンタランドの魅力向上についてでございます。

広尾町は、昭和55年5月にシーサイドパークが開園され、オープンセレモニーが行われ、遊園地、水族館などがあり、多くの町内外から来られ、大人気であったと私は感じております。

昭和59年に国内唯一の「サンタランド」として本家ノルウェーから認定されて現在に至っているところでありまして。平成17年にシーサイドパークが26年間で幕を閉じることになり、今年で広尾サンタランドも36年となり、様々な事業を展開してきているが、現状における課題を踏まえた今後の事業の考え方及び魅力向上について町長にお伺いをいたします。

2つ目、企業誘致による雇用増加策についてでございます。

地方創生や昨今のコロナウイルスなど、社会情勢を踏まえた雇用機会の増加につなげる、若い人がたくさんいて活力のある町、豊かで住みやすいまちづくりに企業誘致の考え方、現状及び今後の具体的な取組について町長にお伺いをいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 北藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の広尾サンタランドの魅力向上についてであります。

昭和59年にノルウェー・オスロ市からサンタランドの認定を受け、本年度で36年目を迎えました。

この間、本町のまちづくりの柱として、サンタランド事業に取り組んでまいりました。特に今年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種イベントが中止になる中、大丸山第2展望台付近の16メートルのトドマツに2万個のLEDを装飾したジャンボツリーと5メートルのアカエゾマツをとがちサンタランドツリーの会より提供を受け、4,000個のLEDを装飾したメインツリーを整備するなど、サンタランドのシンボルゾーンとして大丸山森林公園を中心にイルミネーションの魅力向上に努めてまいりました。

令和3年度から始まる第6次広尾町まちづくり推進総合計画の中では、重点プロジェクトとしての位置づけ、ここにしかないサンタランドの魅力あふれるまちづくりを目指すため、サンタランドの魅力向上プロジェクトを進めるべくプロジェクトチームを組織し、民間主導で再度サンタランドを町民から盛り上げる機運を高めてまいります。

イルミネーションに関しましては、見栄えや周年点灯できるイルミネーションを検討し、これまで購入してきたイルミネーションの長寿命化を図るよう維持補修に努め、樹木の成長を損ねない設置の方法を探りながら、シンボルスポットとなる魅力あるイルミネーションの充実を図ってまいります。

また、森林公園内の遊歩道や木々の維持管理につきましても、来園される利用者の安全・安心を第一優先に魅力向上を図っていく考えです。

本年度は、公益社団法人北海道観光振興機構の補助を活用し、ひろおサンタプロジェクト推進協議会が組織され、地域の魅力を生かした観光地づくりを進めております。

さらには令和3年度からは、観光案内所としているサンタの家の管理を民間の能力を活用できる指定管理者制度を導入可能とする条例を整備し、利用者のニーズの多様化に対応したきめ細やかなサービスを提供させ、利便性の満足度を向上させたいと考えております。

次に、2点目の企業誘致による雇用増加策についてであります。

これまで企業誘致は、十勝港を中心に進めてきたところであります。平成23年には十勝港第4ふ頭で飼料コンビナートが本格稼働を開始して以来、その後は町内企業による工場新設などはありませんでしたが、企業立地がなされていない現状であります。飼料コンビナートで操業している3社の従業員数は97名と聞いております。

また、ここ数年、広尾高校からの新規採用の雇用も生まれているところであります。飼料コンビナートの稼働前年であります平成22年の総人口における転入数・転出数では、1名ではありますが、転入数が多い社会増となっていることから、企業誘致による雇用創出はもちろん、地域経済への波及効果が甚大なものがあるところであります。

本年1月に帯広市で十勝港ポートセミナーを開催し、管内の農業や商工業者など約200人に参加をいただきました。セミナーでは、秋に集中する農産物物流の季節平準化が提案され、農産物の流

通拠点など十勝港の可能性について理解を深めたところであります。

十勝港への企業誘致には定期航路の開設が必要であり、そのためには十勝港に常に荷物として農産物があることが求められます。航路と施設の両方が同時進行で進むことで企業誘致につながりますが、このことが非常に難しいところでもあります。ポートセールスを進める上で、高規格道路の豊似―広尾間の新規事業化による十勝港までの延伸が不可欠であり、企業誘致が進めば道路整備も進んでまいりますので、両輪で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、5番（北藤） まず、1問目の質問のことについてでございますけれども、冬の飾りは見事にきれいなあれではありますけれども、やはり冬は寒い時期でございますので、ちょっと施設あたり何か考えていないのかどうか、サッポロファクトリーのような、そんな立派なあれでもなくてもいいのです。やっぱりそういう魅力的な広尾町を目指していかないと、これから広尾町に住みたいという気持ちが起きないのではなかろうかと、私はそんなふうに考えているところであります。

それで、この間も高校生との懇談がありまして、やはりそういう魅力や、お友達、知り合いに広尾町はどこが魅力的で、どこへ観光の案内をしたらいいだろうかという、やっぱりそういう思いが、不安というか、自分の気持ちで伝えたいということがないということを聞かされました。

それで、夏のイルミネーションはどうかという提案を以前させてもらいましたけれども、そのときに考えるとは言っていたのですけれども、そういうのはどんなことになっているのか、それをちょっとお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） サンタランドについて、いろんなご提言をいただいたところであります。

広尾町といえば、やっぱり代名詞的にサンタランドというところ、多くの人に認識をいただいているところでございます。そういった意味でも今年で36年を迎えるこのサンタランド事業、特に大きな事業としては、サンタメールと、それからサンタの家を中心とした、あそこの大丸山のサンタの家の事業であります。

今ご提案がございましたイルミネーション、今年、特に中腹に大きな16メートルのイルミネーションをやりました。本当に遠くからも見えて、やはりああいった特徴のあることもしなければ駄目だなというふうに思っております。特に今、SNSで高校生も含めていろんな発信をしていただいているところでありまして、そういったことがやっぱり多くの人に広尾町を知っていただく機会になるわけですから、しっかりと取組を進めてまいりたいと思っております。

今、夏場はどうかのだとご質問がございました。特に来年度からは昨日議論いただきました指定管理者制度を用いて民間の力をお借りして、夏もやはりあそこに行ってみたいなという取組を、ぜ

ひその中で取組を進めていただければと思っているところでありまして、しっかりとサンタランド事業についても力を入れていきたいと思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、5番（北藤） サンタランドのあそこに行くのには、本当に高校生や中学生だとか、やっぱり交通手段というものがなければ歩いていくしかないですね。それで、やっぱり施設の中に入って軽食をして、お友達と楽しみながら会話をしながら、そして帰ってくるという、そういう狙いもあるのです、子どもたちね。ですから、やっぱりこれから民間の方々を入れて、そしてあそこに、サンタの家を管理するということですから、ぜひそういう若い方々の希望もかなえてあげるために、やっぱり簡易的な施設でもいいですから、ちょっと建ててもらって、中で軽食を食べながらサンタランドを眺めながら帰ってくるという、そういう取組、ぜひお願いしたいなというふうに思うところでもあります。

あと、2番目の雇用増加策についての質問ですけれども、やはり高規格道路が豊似から広尾までつながらないことには、企業を誘致してもできないということなのではないでしょうか。どうなのでしょう、その辺。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 高速道路がつながるところは、やっぱり大きな要素だというふうには思っております。でも、それを待っていれば、もう10年ぐらいかかるわけですから、それはそれとしてしっかり事業化に向けて取組を進めます。事業化が決定されていると、やはり企業のほうも向けてくれる目が違うわけですから、しっかり事業化に向けて努力を進めてまいります。

と同時に、やはり港の利活用、これも重要でありますから、この利活用に向けて、企業誘致も併せてしっかりとした取組を進めてまいります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、5番（北藤） オソウシ牧場、あの牧場はもう広尾の農家の酪農家の人が遊牧されなくなっている現状で、今も刈取り草地に使っていただいているということでございますけれども、あそこのオソウシ牧場をどこかの業者に譲渡するような気持ちはあるのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 企業誘致を進める上で、港もやっぱり最重点でありますけれども、そのほかに議員が今おっしゃったオソウシ牧場、牧場はなかなか今、放牧に至らないというところで休んでい

るところであります。

今いろんな企業の方々がやっぱり地方に目を向けていただいております、このオソウシ牧場についてもいろんな問合せがあるところはあります。でも、いろんな実施計画等含めて、なかなかまだその形になっていないのが現実であります。本当に背後の日高山脈の景観といい、あそこの200町歩を超えるやっぱり大きな土地があるわけでありまして、その利活用についても企業と広尾町のいろんな協議が調えば、この牧場の利活用についても進めたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、5番（北藤） やはりオソウシ牧場、こうやって何年も放置している状況にあると、山間、斜面になっているところありますよね。ああいうところはもう機械が入れないものですから、刈取りはされていない。そうすると、年々雑木が生えて使えなくなる。価値がなくなってきますので、牧場に入りたいという人がいれば、そういう方々に早く提供してやって、そして1人でも2人でも、やはり広尾町の経済が回ってくるように、ぜひそういうことを取り組んでいただければというふうに思うところあります。

以上で、質問を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、10番、小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） 1つ目は、町の高齢者施設での「オンライン面会」サービスの運用についてであります。

この件については、最近の総務常任委員会でも質疑させていただきましたが、今回の一般質問の中でも、その進捗状況、内容、運用等について、いま一度お聞きしたいと思います。

コロナ禍のため、公共的な会議はおろか、一般的な会議においてもオンライン化していく中で感染を防いでいる状況であります。このシステムはいろんな場面で使われていて、高齢者のケアをするいろんな施設においても、入居者やその家族のためにもこれを利用し、喜ばれているところあります。家族や身内の方が遠隔地におられる場合は、この利用による面会については大変歓迎されているかと思えます。

言うまでもなく、人と人とのつながり、家族と家族のつながりを維持していくことは、社会を構成あるいは形成していく上での基本であり、とても大切なことでもあります。このためにも、行政側としてもできるだけ早くこの心温まる「オンライン面会」等の運用をスタートすることが求められると思いますが、このことについてお聞きしたいと思います。

2つ目は、空き地・空き家対策についてであります。

全国の私有地の20%が既に所有者が分からない、実に九州の面積を超えている、このことは数年前のデータあるいは専門家の意見としてあります。この大きな理由は、土地の値段、地価がどんど

ん下がっていくこと、これは景気後退もありますけれども、そのほかに登記すること、相続し登記することが国の法律によって義務化されているわけではありません。このため、農地を含めいろんな土地が全く行方不明といいますか、所有者が分からない状態であります。かつ、外国と違って日本は、この点について大変、言葉ははっきり言いますと、おぞいというか、管理があるいは法のシステムがこれに対してきちっと合致していないことがあります。

そしてまた、更地であることと住宅等が、住宅が建っていることとでは固定資産税、地方税の固定資産税について大きな差異が生じ、このため老朽化した危険な建物が取り壊すことなくそのまま置かれていることが原因の1つとなっています。

今後、ますます空き地・空き家が増え、町全体がゴーストタウン化していく中で、行政としてどのように対処、対応していくのか、町として不要あるいは利用目的のない私有地の引受けや管理についてまでも、検討していく方向にならないかならないと思いますが、どのように町としては考えていますか。

以上、2つの質問をします。以上です。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の高齢者施設でのオンライン面会についてであります。

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおいては、新型コロナウイルスに感染した際、重度化しやすい高齢者が多く、報道等でも高齢者福祉施設でのクラスター発生が目立っていることから、より感染対策に取り組んできたところであります。

その1つとして、感染経路の遮断という観点から、やむを得ない場合を除き入所者への面会を禁止している状況です。面会できないことで、入所者やそのご家族の精神的な負担や心情などを考慮し、このたび8月議会の予算で認めていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、施設のW i - F i 環境の整備によりオンライン面会を検討し、準備を進めてきたところであります。

オンライン面会のためのW i - F i 環境整備につきましては、特別養護老人ホームは既に整っており、12月1日付で入所者、ご家族にオンライン面会の案内をしているところであります。養護老人ホームについては、令和3年2月頃をめどに整備を進めておりまして、それまでの期間については、特別養護老人ホームのオンライン面会システムを活用して行う予定であります。

面会方法については、ウェブアプリを使用してのビデオ電話となり、ご家族側にスマートフォンなどの携帯端末の準備が必要となりますが、入所者のご家族には高齢で携帯端末を持っていない方も多いことから、施設側でタブレットを準備し、来所していただければ施設でオンライン面会ができる準備もしております。既に数件の問合せがあるところであります。今後もこうした事態下におきましても、安全に入所者と面会ができ、安心して生活が送れるよう、オンライン面会を取り進め

てまいりたいと思います。

2点目の空き家・空き地対策についてであります。

人口減少やそれに伴う空き家の増加は、本町におきましても以前から大きな問題であります。

初めに、更地と住宅が建っている土地の固定資産税の差について触れられておりましたので申し上げます。確かに固定資産税の制度で、住宅用地には税額軽減の特例がございます。そのため、家の取壊しをためらう方が少なくないのは全国的な傾向のようであります。ただ、本町の場合、土地の評価額、税額が都市部のように高くはないところでありまして、したがって固定資産税だけを考えれば、敷地の土地より住宅分の税額が高額の場合には、利用されない住宅地であれば取壊しをして、その分の税額をゼロにしたほうが、比較すると税負担が軽くなるケースもあるところであります。

次に、空き家についてであります。小田議員のおっしゃるとおり、老朽化が進行した空き家は周辺住民や通行する方々にも迷惑で危険でありますので、広尾町におきまして平成28年度に条例を制定し、空き家等対策協議会も設置して本格的な対策を行っております。全町的な調査を行い、単なる空き家では、もちろん何らかの危険が想定される空き家を把握しているところであります。その上で、必要に応じて所有者の方へ連絡し、実情を確認しつつ協力をいただいているところであります。これまで町対策協議会の働きかけによりまして、そのままでは危険なおそれのある空き家で、12件の解体撤去が実現したところであります。

また、広尾町では今年度から家の取壊し費用を補助する制度も創設いたしました。解体費用の8割まで、50万円が限度であります。取壊し費用がネックとなって解体に踏み切れない方もおられることから、国の半額補助も活用しつつ活用を期待しているところであります。空き家になりましたとしても、所有者、それから継承者の方が適切な管理をされているところは多数ありますけれども、今後、対策協議会、町内会の方々と協力をしながら、引き続き空き家の実態把握に努めてまいります。

また、私有地の空き地につきましては、ご承知のとおり、何らかの法規制や違法性がない限り私有財産でありますので、自治体はその利用に関する口出しなど、管理に介入はできないわけでありまして。ただ、町といたしましても、空き地で雑草が茂り美観を損ねることがないように、もし適切な管理がなされていない空き地があれば、所有者に連絡して整備を促すという業務も行っているところであります。

空き家も空き地も少ないにこしたことはなく、活用されることが望ましい姿であります。これらの問題解消に向けた法改正等も見据えつつ対応していきたいと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 1つ目のオンラインミーティングというかオンライン面会の件ですけれども、これは新しい内部的な仕事として老人ホーム、特老でやっていますけれども、町長はこのありさまを、プライバシーにも関係してくるのだろうけれども、見られたことがあるのでしょうか。始まっ

たばかりだからあれなのですけれども。

何でそういうことを聞かかという、これは恐らく特老と老人ホームに最適な部分ということで、いろんなニュースからも新聞等からもそういうことが、利用されている、どこでも、どこでもと言いますと多くの場面で利用されているということなのですけれども、そのほかにこのオンラインについてのミーティングについては、例えば学童保育ですか、放課後にお子さんたちを預かっている場所なんかありますね。そういうところに例えばウェブカメラを置いて、オンラインミーティングとは違うけれども、オンラインの状態です。そういうものを親御さんに見てもらうことで安心してもらうという、何かそういう問題ない範囲です。そういうことに、いろんな利用の幅が広がるのではないかと思います。町長にその辺について、そういえばこのことにも使えるとか、そういうヒントなり発想があればお伺いしたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この運用につきまして、12月1日から運用が始まりまして、私まだ現場に行っていないので、どういう仕組みでどうなのかというところは把握していないところであります。

議員がおっしゃった、ほかの分野にも使えるのではないかと、そういう視点も持ちながら、それぞれ検証をしていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 再質問の2つ目は、広尾町の場合は、それほど固定資産税の関係で都会ほど差が開かないという、そういうことで、いいことといえばいいことかもしれないけれども、残念なことといえば残念なことだと思うのですけれども、このことについてかなり多くの人が、本当は建物も壊したいのだけれども、壊すと土地のほうの分の税金が高くなるのではないかと、そういうふうにいる方もかなりおられるのではないかと思います。

その辺について、やはりでき得る限りもう不要な建物がある場合は速やかに撤去していただいたほうが、町としてもあるいは住民側としても助かるので、その辺を促進するためにも、広尾町の場合はそういうことはありませんというようなことで、一つのサンプルという、そういうことで広報等にこういう空き家・空き地対策という、その辺について困っている方について何らかの、難しいかもしれないけれども、ちょっとそういう情報を提供するようなことをしたほうがいいのではないかと思います。その辺について1つ聞きたいと思います。

そしてあと、日本の国土の九州ぐらいの割合の部分の私有地が誰の土地かも分からないという、うそでしょうというぐらいの大きな部分でそうなっています。このことについては、ちょっと違った方向から考えていきますと、例えば北海道の場合、ニセコあたりを中心として中国の人が土地を爆買いしている、そしてあるいは本州においても日本海に近い、対馬かな、あそこのところを韓国

の人がどんどん買っているというようなことがあって、それでこの空き地の管理というか、そういう部分については、そういうような急激な土地の運用に関して、そういう部分のことで問題になっていることは広尾町にはないのかということを、ちょっと蛇足的ですが聞きたかったのですが、それも1つ。

もう一つは、最後に、ここからが私の質問の一番したかったことなのですから、国の法律で所有権放棄を認めていないという部分で、大変困るのですけれども、でも私が最初書いてあるように、明らかに町長もあるいは役場の方たちもそう思っていると思うのですけれども、このままでは次の誰が相続していくのかということが途中でどんどん切れていくわけですから、まさしく九州の20%の土地と同じように、ここの広尾町でもそういう土地がどんどん増産するというか、出てくるということはもう明らかだと思うのです。

そうしたときに、ちょっと幾つかのサンプルを、ちょっと時間かかりますので手早く言いたいと思うのですけれども、いわゆる一般の人のいろんな意見があって、なるほどというのはたくさんあります。地方に両親の住む実家があったけれども、両親が亡くなってから放置していて、今さら自分が住む気はないので仕方なく税金だけ払い続けている。その出費はばかにならないので困っている。あるいは、地方の土地など買手がつかない。借りたい人もいない。自治体に寄附しようとしても断られる。自治体にとって固定資産税は安定収入源なので簡単には手放さない。家を取り壊すには200万円かかる。登記にも費用はかかる。まさしく所有権放棄を認めてほしい。また、最後ですけれども、このようにして、所有者の不明な土地があることで公共工事ができないというような弊害も出てきていると。そもそも住民が流出して人口が減っているのに自治体の税収だけ確保しようとするのが間違いではないかというようにいろんな意見があって、本当にこの当事者としては大変なことだし、同時に広尾町の行政側としても、これは大変だなというふうに捨て置いておくわけには私はいかないと思うのですね。

では、何をしろというのだというふうに言われるかと思うのですけれども、そこで私は、これはもちろん広尾町だけの問題ではなくて、お隣の大樹町、日高、どこでもそうだと思うのです。そうしたときに、広尾町が先んじてのろしを上げろとは言わないけれども、やはり全ての自治体で、このことに関しては、例えば誰かが土地を持っていて、もうそのまま固定資産税だけ払っているというような場合は、ちょっと極端な例かもしれないけれども、3年分あるいは5年分前払いすると、だからこの土地を広尾町さんがもらってくれないかと、そういうような、これはもう国の法律に完全に違反するかもしれないけれども、だけれども、そういうことを検討、少なくとも検討はして、あるいは他町村といろんな意見を突き合わせて、そして、このような形で何とかゴーストタウン化を防いで、そして土地の所有者がいつも常に明らかになるような、そういうことを考えていくことが行政、そして議会も必要だと思うのですよ。ただ「国の法律でこうなっているからもう仕方ないのだよ」「ええ、そうなんです。あはは」、これでは30年、40年後の将来を見据えた行政でも議会でもないと思います。

だから、私は、いろんな意見があるけれども、このことについては3年分5年分払ったら買ってくれるとか、そんなことにはならないかもしれないけれども、やはりそれに似たような形で何らか

の手を打つべきだと思うので、少なくとも検討していく、あるいは検討会なりを開いていくというか、あと他町村で、あるいは自治大学校とかそういうところで勉強されたりもしていますよね。そういうところでテーマとして上げて、こうすれば、ああすればというような意見の集約をもって、町としても何らかのいい方策が、あるいはこれと全くダイレクトでないかもしれないけれども、この問題を解決できるような、小さなことでもいいから何かにかあるのではないかという期待を含めて、そしてやらなければいけないという責任、それは行政も議会も含めて、そういうことで町長に考えをお願いしたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず最初に、固定資産税の軽減の話でありますけれども、担当のほうにやらせてみたら、建物の部分は税金が高い、築40年ぐらいですと住宅の税金のほうが高いものですから、壊したほうが得だということです。ただ、築70年とか、もうかなり老朽化しているところは、課税が安いものですから、建てておいたほうが税額が安くなるという現実があります。そこでやっぱり議員がおっしゃったとおり景観上の問題等々があるわけでありまして、やはり取壊しの費用の条例を設けまして、少しでも所有者の負担が軽くなるように、取壊しが進むように条例も制定したところでありまして、このことも広く周知をしながら図っていききたいなというふうに思っているところであります。

後段ご意見をいただきました、使われていない土地、所有者の不明な土地等々があるのですけれども、特にいろんな所有者からの申出があるのですけれども、建物がついたままもらってくれないとか、いろんなケースがあるのですけれども、やっぱりそうした場合には町でそれをまた壊さなければならぬという費用があるのですけれども、更地であって町の利用価値があるところは寄附を現実的に受けております。ただ、本当に相続の追跡ができなくて、全く所有者が分からない土地も現実的にあるのです。建物もあるのです。そうした場合どうしたらいいかというところが、非常に困っているのは現実であります。

広尾だけではなくて全国的な問題でありまして、例えば家屋は危険家屋に指定して行政ができるのですけれども、請求先がないと、これまたできないというところで問題があるところでありまして、ただ、議員がおっしゃったとおり建物を壊したら土地の税金が上がるというケースがあって壊さないというところがあるのですけれども、議員の今提案のあった固定資産税、何年か分どうのこうのとありましたけれども、減税はできませんけれども、その分のやっぱり何らかの支援策を現実的に、今、考えているところであります。そうしないとなかなか整理ができないところでありまして、どういう制度がいいのか、今、現実的に考えているところでありまして、そういった方向で動きを進めたいというふうに思っております。

すみません。それから、海外の資本の土地、広尾町にはないところであります。ただ、昔、バブルのときに分譲しましたよね。山のところを細かく分譲したところで所有者不明なところは現実的

にはあります。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

小田議員。

1、10番（小田） いつも町村会、町村会と出しますが、この件についても時間があればほかの町といろいろ相談して、いろんな検討課題を再認識していただいてと思います。そしてまた、庁舎内あるいはまたほかの地区の自治体と、それこそオンラインミーティングなりして、この辺の問題もでき得れば取り上げていただきたいと思います。その辺についてお聞きしたいのと、それと、ここでそんなの当たり前と言われるかもしれないですけども、もともとどういう運動があったか分からないのですけれども、北海道という土地は、江戸時代、お侍さんが住む前にはアイヌの人たちの土地であったわけで、その人たちのその前はというのは、なかなか私も歴史を勉強していないですから分からないのですけれども、誰の土地でもなかった土地ですね。どこの土地もそうですけれども、地球上の。そうした場合には、要らなくなった土地をどうぞお返ししますと言って、はい、どうぞと言って断れない自治体というのは、何か釈然としないような気がします。

ちょっと外国になるとあれですけども、エスキモーの人たちが住んでいるところは、自分の世代においていかなる建造物も造らないというような、何か私もよく分かりません、聞いた話ですけども、そういうようなことで、次の世代は次の世代が造るなりなんなりしてくれと。それで、次の世代に更地で返すと。そういうような、それはちょっと極端な、今、法で守られている法社会の中ではそんなことは通じないのだけれども、だんだんゴーストタウン化してくると、そういうふうにして土地を引き受けざるを得ないというのが、国あるいは国の使命と言ったらあれですけども、そういうふうにも感じまして、そのことについてはちょっとお答えにならなくてもいいですが、でも意見があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 人口減少が進んで空き家が多くなってきて、それをどうするのだという、空き家の利用対策も政策の中ではありますけれども、本当に深刻な問題でありまして、しっかり対策を講じていきたいというふうに思っております。危険な空き家と単なる空き家を区別しながら対策も進めていきたいと思っております。また、情報交換なども各町村、これ全国的な課題だということこ

ろも新聞報道されておりますので、広尾町だけの問題ではないのだというふうに思っておりまして、いろんな情報交換をさせていただければと思っています。

2点目のほうの問題は、私、いろんな考えを持ち合わせておりませんので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 最後に、ちょっと言いつ放しで終わることになるかもしれませんが、私もこの土地のことでいろいろデータを調べていくうちに突き当たった一つの言葉があります。それは、政府は、いろんなことです、この土地のことだけに限らず、何か政府の言うことを聞かない分については、罰則を強化する方向で対処しようとしているのではないかというふうにも言っている人がいて、つまり住民ではなく、自治体を守ることを第一に考えている、そういう国だと。私は両方を大事にしてほしいのですけれども、どちらかというと、やはり住民を大事にするという視点からいくと、もう土地不要で返したいという人に対して、そういう住民の立場に立てない国というのは何なのだろうというふうに考えています。そして、この問題は、何十年も続く、とりわけ地方の人がどんどんいなくなっている町では、当然のこととしてこの問題はずっとありますので、その辺について、町長は今、任期中の町長であるけれども、何年か後、何十年か後においては、その当時の一つの時代をつかさどった町長として、そこで責任を取れとは言わないですけれども、やはりいろいろ考えて、そしてそのことについて延々と引き続くこともあるだろうし、解決することもあるだろうけれども、この土地問題について。その辺について頑張ってください。

終わります。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 私は、2点について質問いたします。

まず、1点目でありますけれども、人工透析治療を国保病院に施設整備をということについて質問いたします。

我が国の慢性腎不全に係る人工透析患者は年々増加傾向にあり、人工透析医学会の統計調査によると、2001年12月末の21万9,000人から、2018年は34万人へと増加しております。人口100万人当たりでは2,688人で、国民380人に1人の割合となっております。中でも糖尿病性腎症は39%、慢性糸球体腎炎が26.8%、高血圧に起因する腎硬化症が10.8%となっており、いわゆる生活習慣病に起因するものと言われております。

本町の人工透析患者数は、直近10年間では16人から19人で推移しておりましたが、ここ1、2年は24人、25人と急増しております。3月の定例会で人工透析の治療をしている患者の通院体制、支援体制についてただしたところではありますが、10月から従前実施していたタクシーの乗り合いによる共同利用が再開されたことにより、利用されている患者さんからも大変喜ばれているところであ

ります。

しかし、多くの人工透析治療に通院される方は自家用車で通院されておりますが、早朝6時前に出発して、午前7時前から人工透析の治療をしている方もいる一方で、午後3時頃から治療を始め、午後7時頃に透析を終了する方もいるとのことでもあります。人工透析治療にかかる標準的な時間は4時間から5時間程度とされていますが、その他の疾病の併発や当日の体調などにより、長い方は5時間を超える方もおられます。加えて、近年の人工透析患者の増加を受けて、通院時間はもとより待ち時間等を考慮すると、大変疲れるとのことでもあります。人工透析の治療を受けている患者さんからも、広尾町国保病院で人工透析の治療ができるよう、早期の施設整備について切望する声が数多く寄せられております。

さきに審議した第6次まちづくり推進総合計画でも、治療、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域のニーズに応じた医療、介護の連携を強化するとし、目標達成の具体化の方針を示しております。患者の皆さんが安心して広尾町で人工透析の治療ができるよう、計画の具現化を図るべきと思います。また、20年前の本町の人工透析治療の患者数は10人前後で推移していたところではありますが、ここ数年は患者数が増加傾向にあります。以前から塩分の摂取過多との指摘を聞くところでもありますけれども、それらの要因と対策はどのように考えているのか、町長の答弁を求めます。

次、2点目であります。新型コロナウイルス感染拡大による第2次支援体制について質問いたします。

本年2月から世界を震撼させた新型コロナウイルス感染拡大は、収束するどころか、ここ数日は1日の新規感染者が20万人を超える勢いで、感染拡大に歯止めがかかっていないのが現状であります。世界全体の新型コロナウイルスの感染は死者が154万人を超え、感染者は約6,700万人になっております。我が国でも、ここ数日は新規感染者が1日当たり2,000人を超え、春の第1波、7、8月の第2波に続く「第3波」と言われております。とりわけ北海道、首都圏、関西圏を中心に拡大しており、全国の感染者は16万人を超え、十勝では11月だけで200人を超える新規感染者が発生しております。

このような状況の下で、東京商工リサーチの調査によると、年末の忘年会や年明けの新年会を中止する会社や団体は全国で87.9%、北海道では93%になると公表しております。これらのことから、商店街はもとより飲食店の売上げは大幅に減少することが予測されております。この間、5月の臨時議会等での新型コロナウイルス感染症の影響による商工業支援として、中小企業緊急支援事業給付金事業や、広尾町地域振興プレミアム付商品券交付事業など、国の臨時交付金を活用して行ってきたところであります。

しかし、11月以降の新型コロナウイルス感染拡大により収束の展望がない今日、本町の商店、飲食業などの中小企業に対し、引き続き支援することは喫緊の課題であると思います。

大樹町では、本年12月定例会において、新型コロナウイルス感染症による地域経済の影響を和らげることを目的とする、町内における消費を喚起する対策として、プレミアム付特別商品券発行事業第2弾の追加補正を提案しております。この事業の内容は、商店などの商工業用としてプレミア

ム率30%の商品券と、飲食店限定のプレミアム率50%の商品券の2種類の交付を予定しております。本町においても、地域経済の影響を少しでも和らげるために、第2次支援体制として、1つは地域振興プレミアム付商品券発行事業並びに2つ目として中小企業支援給付金事業を再構築し、本町地域経済を支えていくべきと思いますが、町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の人工透析治療の施設整備に関することであります。

人工透析治療を受けられている方々へのサポートにつきましては、従来から通院に要する交通費の一部を助成しております。また、通院において、高齢などの影響で車もバスも利用が困難な場合など、経済的な支援だけではサポートし切れないケースが生じていることから、本年の10月から大型タクシーによる送迎サービスを開始したところであります。

ただ、透析治療を受けられる方が増加傾向にある現状と、大樹町までの日常的な通院における心身的、経済的な負担を考慮しますと、国保病院における透析治療の可能性について検討が必要であると考えております。

透析治療体制の整備に要する費用につきましては、ベッド数を7床と仮定した場合、医療機器の整備で2,500万円、排水設備工事で1,100万円の合わせて3,600万円余りと試算をしております。このほか、専門医と技術医療のスタッフの確保が必要になるところであります。また、透析治療の専用スペースの確保につきましては、既存の建物には転用できるスペースがないために、病院の増築などを視野に入れる必要があり、課題であると認識しているところであります。

透析治療を受けられる方が増加傾向にある要因とその対策につきましては、本町の傾向といたしまして、遺伝的に腎疾患になりやすい体質の方もおられますが、やはり高血圧や糖尿病が影響するケースが多く、食生活がその要因の一つとなっていることが考えられます。腎疾患の予防と早期発見には、特定健診などで定期的に血液検査をすることが有効でありますので、これまでどおり多くの皆さんに健診を受けていただく取組を進めてまいります。

本町の特定健診では、国が定めた標準検査項目のほかに腎機能検査を追加し、保健師による結果説明で、検査データを基に保健指導を行っているところであります。また、かかりつけ医と連携した保健師による個別指導を行い、重症化予防にも取り組んでいるところであります。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大による支援体制についてであります。

これまでの経過、それから、これまでの取組については、松田議員にお答えをしたとおりであります。

ご質問にありました第2次の支援体制構築による地域振興プレミアム付商品券の発行などの具体的な支援策の質問でありますけれども、町としては緊急的な経済対策としての考えであり、国の経済対策予算等の措置が見込める段階で総合的に判断したいと考えているところであります。今後

おきましても、効果的な支援が図られますよう情報収集に努め、商工会と連携して適切に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の人工透析治療の施設整備について再質問を行います。

医療機器の部分では3,600万円ということでもありますけれども、現状では、もし人工透析治療をするには増設が必要ということでもありますけれども、ちょうど今、MRIの設置に係る増築工事をやっておりますけれども、今、隣接する空き地を具体的に精査しなければ、そういった事業費は出てこないのかもしれませんが、これらも含めてやっぱり検討する必要があるのかなというふうに思っております。

それと、当然この中で言われております医療機器の整備と併せて、いわゆる専門医あるいは医療スタッフの確保の関係でありますけれども、実は本別町の国保病院も人工透析をもう10年近く前からやっておりますけれども、本別町の病院については、いわゆる常勤医3名の医師がそれぞれ専門医としての中で、通常の常勤医の勤務に兼任をして人工透析治療にも当たっているということでお聞きしております。加えて、先ほども言いましたように、人工透析を受けられている方は慢性腎不全が主でありますけれども、例えばいろんな高血圧ですとか、糖尿病だとか、そういったいろんな内科的な併発もしておりますので、本別の場合はそういった他の併発の病気についても一緒に併せて診ていただけるということで、非常に患者さんからも喜ばれておるというふうに聞いております。

そういった意味では、そういった先進地の事例も十分参考にしながら取り組んでいくべきかなと思いますし、また、十勝管内でも公立病院でそういった人工透析治療に取り組んでいる医療機関もあるかと思いますが、その点についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 人工透析の件に関しましては、従来から患者さん自身からも要望を受けているところでありまして、大きな課題だというふうに認識をしているところであります。現在は大樹に通っておりますから、その辺のサポートもしっかりとさせていただいているところであります。

町立病院での透析の開設につきまして以前も検討したことがございまして、なかなか医療スタッフがそろわないということもありましたし、南十勝で透析は大樹をお願いをするという過去の経緯もあったものですから、広尾町の病院での開設には至らなかったわけでありまして。しかし、ここに来て年々腎臓の悪い方が増えている現状の中で、やはり相当人数が要るわけでありまして、そういった方々の負担を考えると、町立病院での検討も、今、進めているところであります。背景として違うのは、やはり独立行政法人になったというのが大きな原因でありまして、北斗病院と独立行政

法人が連携しておりますから、医師の派遣、それから技師の派遣等々、やっぱりそういった背景が変わってきておりますので、透析を町立病院でやるというところの検討も進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど私も調べてちょっと驚いたのですけれども、人工透析の患者数が年々増えているということで、2001年の21万9,000人から、2018年は34万人、1.5倍以上に増えているということなのですね。ですから、広尾町も20年ぐらい前は10人前後で推移していたのですけれども、去年、今年にかけてもう24人、25人という患者数が増えています。

それで、国際的に見ると、一番人工透析の患者数が多いのは台湾、次いで日本が2番目ということで、3番目がシンガポールというふうになっておりますけれども、先ほども言いました国民380人当たり1人ということで、本町はどうかというと、9月末現在の人口で割り返すと町民264人に1人という患者数なのですね。そうすると、国のいわゆる平均の患者数から見ると、本町の患者数は特に最近極めて多くなっているということが言えるかと思います。

それで、3月に患者さんの通院の支援体制について質問いたしましたけれども、例えば今70歳の方が実際自分の車で通院されていますけれども、この後何年間自分で通院できるかということに不安を抱きながら大樹町まで通院して治療しているということでもありますから、こういった計画も1年、2年ではできませんけれども、やはり今から一定の計画の中で、数年後にはそういった本町の人工透析治療ということが、町民の皆さんが安心して安全な気持ちで本町に住み続けられる、将来のそういった不安を解消できるということにつながるとは思いますけれども、その点について町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 住民が安心してこの広尾町に住み続けていただくためには、何といたっても安心が大事であります。そのためにも町立病院を独立行政法人にして、安心して地域で医療にかかれるという観点で進めてきたところでありまして、人工透析についても重要な課題だと認識しているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほどの部分での2点目で、ここ数年は患者数が急増している状況なのですから、先ほど言ったように、広尾町はどちらかというと人工透析患者数が他の地域と比べると多いということなのです。よく漁業の町ということで塩分過多ということが言われておりますけれど

も、やっぱり慢性腎不全というのは1回かかって人工透析すると完治しないという、そういったものがありますから、特に人工透析治療を受ける前の体制といいですか、そういった予防ということが非常に重要になってくると思うのですけれども、その点について、本町の考え方についてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 本当にどう防ぐかが大切でありまして、これまでの予防等について、また、健診等の内容について、担当のほうから説明させていただきます。

1、議長（堀田） 佐藤健康管理センター長。

1、健康管理センター長（佐藤） 広尾町の透析患者さんの状況についてですが、国保レセプトからの情報でありますと、前崎議員が言ったように糖尿病性の腎症も多いのですけれども、どちらかというと高血圧が原因による腎硬化症が多いというふうに言われております。そういう点から、広尾町は特定健診が開始されたときからクレアチニンという血液検査を追加して、できるだけ早い時期に腎の機能を確認するという健診を行ってきました。その検査をすることで早い時期に透析にならないように個別で指導しておりますので、今後についても、現在かかりつけ医と連携しながらの個別指導も行っておりますけれども、健診受診率を上げることで早期に発見できる方を増やしていきたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次、2点目の新型コロナウイルス感染による支援体制について再質問いたします。

実は、昨日の閣議で国の第3次補正予算が確認されております。ただ、本臨時国会で延長して第3次補正予算も期待していたところでもありますけれども、12月5日閉会という形で、明年1月の通常国会でこのことが審議されるということで、1月末には国会を通過するだろうというふうに言われておりますけれども、例えば経済対策事業という、総額では非常に大きな金額になっておりますけれども、実際この第3次補正予算30兆6,000億円という形になっております。それで、実は第2次補正予算、これも国費ベースでは31兆9,000億円だったのですけれども、このうち第2次補正予算のコロナ対策の予算というのが約10兆円なのです。今回の第3次補正予算についても、30兆6,000億円のうちコロナ対策としては6,000億円と言われております。

それで、とりわけコロナ感染拡大に係る地域経済の落ち込みを支える、そういった意味での地方自治体向けの臨時交付金、これが1兆5,000億円というふうに言われておりますけれども、ただ、国

費ベースでやっていました雇用調整助成金、これは2月末で、それから持続化給付金事業も1月末で予定どおり終了するということでありまして、一番肝腎要ないわゆる中小企業、零細企業等のそういった支援体制については、肝腎な部分では今回この第3次では補正は見込まれていなく、一方でG o T o トラベルは6月末まで延長というような形になっておりますけれども、冒頭申し上げたように、実際11月5日くらいから十勝でも感染拡大になって、その頃からなのでしょうかね、11月と12月に団体の予約があったのですけれども、それを受けてキャンセルの申込みがあって、もう11月のそういった団体の会食も、それから12月についても当然入ってこないというような形で、当然12月の忘年会シーズンあるいは1月の新年会も含めて見込めないというような状況で、非常に今、厳しい状況に追い込まれているということなのです。そういった部分には、きちっとやっぱり行政が手を差し伸べていく必要があるかというふうに思います。

それで、先ほども紹介しましたがけれども、隣の大樹町では先月の20日に議員協議会で、この12月の議会定例会にプレミアム付商品券の要綱についての説明があったところでありますけれども、一般のいわゆる商工業といいますか、これについてはプレミアム率が30%で、総金額では6,500万円となっています。あと、飲食店の限定ですけれども、これは総額が600万円、プレミアム率が50%ということでもありますけれども、両方合わせて7,100万円の事業規模で地域経済を支えるということで本定例会で提案してありますけれども、大樹町の第1弾はプレミアム率が25%なのですね。それから見たら今回大幅な部分なのですけれども、今この12月、1月は多分自粛の期間でありますからこれは活用できませんけれども、大樹も来年3月から8月までの6か月間の期間でこれを発行するというふうになっております。ぜひ、そういった意味では、広尾町も商店街あるいは飲食店を支える、支援する体制の事業というのが必要かと思っておりますけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 松田議員の質問のときにもいろんな議論をさせていただきましたけれども、やっぱりどうやって経済を回すかが大切だというふうに思っているところであります。答弁がダブリますけれども、感染対策をしっかりしながら、そして商工業者の方もしっかり対策をする、そして行政も支援をするということも大事なというふうに思っております。これまでも、今、他の町村の例を出されましたけれども、多くの町村はやはり臨時交付金を使ってそれぞれ対策を講じておりまして、本町の場合も対策を講じてきたところであります。第2次、第3次と手を打っている町村もありますけれども、財源はやっぱり国から来る地方交付金を充てているわけであります。どれに充てるかというのは、それぞれの町村の判断によってメニューが違ってきているところであります。

本町においては、やっぱり多くは中小企業緊急支援、それからプレミアム券、それから中小企業の利子補給、それから漁業緊急支援、それから図書館のパワーアップ、それから養護老人ホームの見守りのコールシステム、それから老人ホームの無線通信のタブレットシステム等々、住民生活に

密接した、そしてコロナ感染対策に対応するメニューを選んで対策を講じてきたわけであります。それぞれの町村の事情によって何に使うか判断をするところでありまして、今後におきましても、議員がおっしゃった第3次補正、その部分も大きな期待をしているところでありまして、それぞれまた取組を進めたいというふうに思っているところであります。やっぱり商工業者の支援、年末年始含めて、きっちり感染予防対策の資器材等が必要なところには、速やかに対策を講じていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 国のいわゆる臨時交付金については、町村のいわゆる独自性といいますか、そういった形でそれぞれの取組内容は違ってきておりますし、本町は1次、2次補正について、今言われたような内容で議会に提案されて執行しておりますけれども、大樹町はたまたま臨時交付金の部分の枠がまだ残っていたということで、こういった第2弾を出すわけなのですけれども、いずれにしても、我々も4月、5月のときは、秋には一定程度の収束になるだろうという期待をしていたところなのですが、それが収束どころか増加しているという実態なのですけれども、ただ、そういった意味で、中小企業であれ農業、漁業であれ同じなのですけれども、そういった公的な支援体制というのは当然必要かと思えます。

ただ、私、大樹の事例を見て思ったのですけれども、例えば飲食の場合50%というプレミアム率なのですけれども、ちょうどG o T o トラベルが合わせると50%なのですけれども、どうしても一点豪華主義でそちらに流れてしまいますけれども、プレミアム率というのは25%とか30%で、その分広くできますし、多くの事業費をカバーできるということになると思うのです。例えば、50%を仮に25%にすれば600万円が1,200万円の事業規模になるわけですから、そういった意味では、広く浅く、そして長い期間、持続可能な支援体制、そういったものを構築していく必要があるかと思うのですけれども、この点も併せてご答弁いただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろんな支援策がありますがけれども、一つのプレミアム券につきましては、やはり多くは大型店に流れる傾向がございます。本町の場合についても、大型店にやっぱり食料品として流れる傾向があるわけでありまして、今回初めて飲食限定のプレミアムもつけたものですから、その効果については現れておりまして、今まで多くは大型店に流れたのが、やはり飲食にも流れたという効果があるわけでありまして、ほかの町村を見ても、やはり大型店に流れるというところは、住民の方の経済支援にはなるけれども、商工業者全体の支援にはなるわけでありまして、思ったような効果は出ないのかなというふうに思っているところでありまして。しかし、いろんな意味で飲食店は大変厳しいものですから、工夫をしながら我々も飲食専用のプレミアムを出したところでありまして。今後におきましても、やっぱりいろんな国の支援策を活用しながら、そういったこと

も進めていきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど言いましたように、地方自治体向けの臨時交付金が1月末か2月の上旬に確定するということが見込まれておりますけれども、そういった意味では、情報としてはもっと早い段階で来ますので、可及的速やかにそういった支援体制に取り組む必要があるかというふうに思っております。特に今回、経済対策費としては73兆円と大きい数字が出ておりますけれども、実際今のコロナ対策、支援対策ということについては、先ほども言ったように6兆円程度ということで、どちらかというポストコロナに向けた、そういった経済対策が今回の特徴なのですけれども、ただ、今求められているのは、医療、暮らし、こういった緊急事態に対応する部分が必要ではないかと思ひますし、プレミアム付商品券も含めて、中小零細企業の支援体制、これも引き続きやっぱりやっていかなければならないというふうに思っております。

実は今般、役場の職員の皆さん、そして管理職の皆さん、それから私も、議会会も含めてなのですけれども、プリペイドカードを購入して町内商店、飲食店の消費喚起に少しでも下支えをするという形で取り組むことにいたしました。そういった意味では、広尾町も非常に疲弊している、特に商工業、飲食の支援体制というのが喫緊の課題だと思うのですけれども、それについてお答えをいただきたいと思ひます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 答弁が重なるかもしれませんが、議員がおっしゃったように、長期的な対策になるというところでございます。そうした場合に、行政としての支援、一時的な支援も大切かというふうに思ひますけれども、何と申しても住民みんながやっぱりコロナ対策というのは自分事であるという、そんな捉え方をしっかりしながら、どうやって行動するかということが大切かと思ひております。ですから、みんなで経済を回すにはどういう行動が必要なのか、住民の方の行動、それから商工業者の対策の行動、そういったことをしっかりそれぞれの関係者と協議をしながら対策を進めてまいりたいと思ひております。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 介護保険が始まって20年になります。第8期に向けての対策について町長に質問します。

介護保険は2000年に創設され、来年度から第8期に入ります。65歳以上が支払う保険料は、3年ごとの保険料改定で全国平均保険料は第1期2,911円、これが第7期2018年には5,869円と2倍になっています。

本町は、第5期平成24年から月額4,400円を維持し、管内では中札内村の4,000円に次いで低い保険料となっています。要介護認定率は令和2年3月末現在15.1%と、十勝管内最低となっています。それでも介護サービスを利用している人の中には、利用回数を減らすなど調整をしながら利用している実態があります。年金暮らし高齢者の負担は限界に来ているのではないのでしょうか。

一方で、介護のための退職や、特別養護老人ホームに入りたくても待機しなければならない深刻な事態も続いています。これら高齢者の置かれている実態調査は行っているのでしょうか。

来年度予算編成に向けて、財政制度等審議会が建議を發表しました。その内容は、介護事業所の経営にコロナは大きな影響を及ぼしていないと主張しているとの報道がありました。介護現場の人手不足の原因となっている介護職員の処遇改善についても、進める環境にはないと突き放しているといえます。

政府は、社会保障・税一体改革に続いて、全世代型社会保障改革を進めようとしています。医療から介護へ、施設から地域へ、川上から川下へを目指し、病床再編・縮小、介護の重点化（中重度者へのシフト）、要支援者から要介護1、2の保険給付外し、市町村事業化による自助・互助への置き換え、利用者負担率、定率負担1割を2割にしようとしています。また、施設等の部屋代・食事代補助の縮小、ケアプランの有料化など、2年後に本格的に行おうとしています。

団塊の世代が後期高齢者になる日も目前です。健康であり続けることが望ましいことは言うまでもありません。しかし、介護の必要性が高まることは否定できない事実です。このことを見通した計画をつくるべきではないのでしょうか。給付削減一辺倒の制度改革は町民は望んでいませんと、町長自ら発信すべきだと思います。町長の答弁を求めます。

次に、介護従事者の処遇改善について質問します。

総務常任委員会の所管事務調査の際にも、介護従事者の確保に苦労されているとの説明がありました。待機者の解消が課題になっていることに加え、新型コロナウイルス感染症対策もしながらの介護は、困難さが一段と強まっていると思われます。

度重なる介護報酬引き下げで、介護事業者の2019年度の経営はどこも過去最悪となり、さらにコロナが追い打ちをかけています。大幅な報酬引き上げが求められる中、財政制度等審議会の建議は、介護事業所の経営にコロナは大きな影響を及ぼしていないと主張しています。

介護現場の人手不足の原因となっている介護職員の処遇改善についても、進める環境にないと突き放しています。2000年から2020年までの介護報酬の実質改定率を調べてみました。プラス改定は2回で4.74%、マイナス改定は6回で12.74%と、老人福祉・介護事業者の倒産件数は2000年3件、2001年3件、2002年8件、年々増えて、過去最大の引き下げ幅だった2015年の報酬改定後、介護事業所の倒産が急増しています。76件、2016年は108件、2017年は111件、2018年106件、2019年は111件と急増しています。中でも、居宅介護支援のマイナスが大きいことが分かります。これは全ての自治体に関わる案件です。町村会等でもしっかり国に要望すべきではないのでしょうか。

要支援者等に限定されている介護予防・日常生活支援総合事業の対象者について、2021年度から、市町村の判断により要介護者についても総合事業の対象にすることが可能になりました。広尾町はどのような形で運用するのでしょうか。これが進むと、なし崩し的に要介護も総合事業になってし

もう危険があるのではないのでしょうか。

2022年、75歳以上の医療費窓口負担を引き上げることも検討されています。病床削減も緩めていません。自助の押しつけを強める動きもあります。町民を守るため、国に対し発信を強めるべきではないのでしょうか。町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

第8期広尾町介護保険事業計画につきましては、計画運営推進委員会で審議を重ね、令和3年度から5年度までの3か年における事業の実施に向けて、今、策定作業を進めているところであります。

最初に、介護サービスを利用される方の自己負担についてであります。

自己負担が重荷になり、介護サービスの利用を控える方がいるというご指摘につきまして、そのことに関する実態調査は行っておりませんが、町内の居宅介護支援事業所に確認したところ、介護サービスの前提となるケアプランの作成段階で、担当のケアマネージャーが利用者本人やその家族と話し合い、サービスの内容や利用の頻度などを決定し、利用に係る自己負担についても説明の上、理解を得ることとしているため、自己負担を理由に利用を控える方は見受けられないとのことでありました。

介護制度の枠組みの中で、介護サービス費や高額医療合算介護サービス費の給付、施設サービスにおいて保険給付の対象外である居住費や食費などについても、所得区分に応じた負担限度額の設定など、所得の低い方への負担軽減が図られております。

また、介護保険料につきましても、令和元年度と2年度の2か年で所得階層の第1段階から第3段階までの所得の低い方の軽減強化を行っており、これからも所得の低い方に配慮しながら、健全な介護保険運営を進めてまいります。

次に、介護従事者の処遇改善であります。

介護人材が不足している現状は、我が国における深刻な課題でもあります。とりわけ地域包括ケアシステムの充実と深化に向けてこの問題を避けては通れず、介護従事者の処遇改善が課題解決の肝要な手段の一つであることに疑いはありません。

養護老人ホーム、特別養護老人ホームにおきましては、会計年度任用職員制度への移行により、月給制と昇給の付与、通勤手当の支給や休暇の繰越しなど、待遇を改善してまいりました。

また、特別養護老人ホームでは、本年11月に入所者のベッドに見守りセンサーを設置し、職員の介護業務の負担軽減を図っております。町内の居宅介護支援事業所におきましても、介護報酬における特定事業所加算や処遇改善加算を獲得し、それらを介護従事者の人件費に充てるなど、処遇改善の取組が進められております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化についてであります。

本年10月の介護保険法施行規則の改正により、総合事業の対象者の弾力化が図られ、要介護者もその対象になりました。具体的には、要支援者を対象とする総合事業の介護予防・生活サービス支援事業を利用している方が、介護度の進行により要支援から要介護になっても、引き続き同じサービスを利用できるようになったものであります。

総合事業の介護予防・生活サービス支援事業は、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスに分類され、訪問型サービスが訪問介護ほか4種類のサービス、通所型サービスが通所介護ほか3種類のサービス、その他の生活支援サービスがボランティアによる見守りサービスのほか2種類のサービスと多岐にわたり、その大半が介護給付では提供できないサービスであります。このうち本町が提供しているサービスは、訪問型サービスの訪問介護と通所型サービスの通所介護の2つだけであります。これらのサービスは介護給付を基本としているものであるため、要支援から要介護になられた場合は、これまでどおり総合事業から介護給付に切り替えてサービスを提供してまいります。

最後に、後期高齢者医療保険の自己負担と国保病院の病床の削減についてであります。

政府の全世代型社会保障検討会議で、後期高齢者医療保険の自己負担を1割から2割へ引き上げる検討がなされております。増え続ける社会保障費を抑えるため、一定の所得のある高齢者に負担を求めるものでありますけれども、このことは現役世代に偏っている負担を見直し、高齢者との負担の均衡を図るためのものと理解をしております。今後の行方を注視してまいります。

国が推し進めようとしている地域医療の病床削減につきましては、国の財政支援があるからといって安易にベッドを減らしたり、その機能を見直したりすることはありません。国保病院は町民の皆さんの命と健康を守る唯一の有床医療機関として、その役割を果たしていくという理念を常に念頭に置き、今後も地域のニーズに的確に応えられる医療を提供していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

旗手議員。

1、11番（旗手） 先ほどの1次質問の中で、介護認定率、それから介護保険料が広尾は管内でも低いということを言いました。これは認定の仕方が悪いとか、そういうことを言っているわけではなくて、やっぱり元気な高齢者が多いのかなというふうに私も日頃から思っているところなのです。

それで、介護サービスを利用している人の中でも、低年金の人は利用回数を減らしている、そういう実例もあるということで、町長は今そういうことは聞いていないというふうにおっしゃいましたけれども、これは認定の仕方が悪いとか、そういうことを言っているのではないのです。きちんと認定されてサービスを受けているのだけれども、例えばデイサービスだと1回行くと幾らというふうにかかるわけでしょう。その負担がやっぱり大変に感じている高齢者の方というのは実際にいるのです。ですから、3回行くところを2回にしたりとか、実際そういうふう調整しているのだという話も私は聞いています。

ですから、介護保険料のほかに利用料もかかるということで、実際にはそういう高齢の方もいらっしゃるということを頭に置きながら、これからどうするかということも検討していかないとならないのではないかなと思うのです。その点についてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 保険料もかかる、それから利用料もかかる、そのとおりだというふうに思っています、そういう仕組みの中で介護保険、行政が行われておりますので、なかなかどうしたらいいのだと言われても答えようがないのですけれども、そんな現実があるのはありますけれども、しっかりと利用していただいて、介護度が上がらないようなことをしていただければというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 元気なうちは全て自分で何でもできるけれども、やはり年を重ねてだんだん日常の動作も鈍くなったり、やっぱりちょっと手伝ってもらわないと一人で暮らせないという、そういう高齢者が増えるということはもうそのとおりだと思うのです。そこを援助して、介助をして、そして自宅で過ごす期間が長くなるようにというために介護保険もつくられていると思うのですが、やはりそこが今、負担との関係で、ひずみができてきているということが言えるのではないかと思います。

それで、私は実態調査は行っているのでしょうかと、これは個々のということよりも、介護を受けている方だとか、これから受けようと思っている方たちの実態調査をしているのかどうかということをお聞きしたのです。

それで、根室市で日常生活圏のニーズ調査というのをやっていると聞きました。介護施設への入所が必要になった場合に、経済的な負担について質問した項目があるのですけれども、それに対して7割の方が毎月の入所費用というのは困難だというふうに回答しているという、そういうことを聞きました。利用料のほかに食事代、部屋代、これも大きな負担になっていますし、そういうことに対して独自の助成制度を行っている自治体もあるのです。ですから、そういうこともやはり今後考えていく必要があるのではないかと思います、町長はどのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 介護保険制度を運用していく上で、所得の少ない方、これも国のほうでしっかりとした軽減対策を行っているところでありまして、さらに令和2年度におきましても、それぞれ保険料の引き下げなど行っているところでありまして、そういった方々にも対策を講じているところでもあります。実際に議員がおっしゃった声があるということも、改めて認識をさせていただければと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） そういう町民の実際の、なかなか役場の方が来たとか、そういうふうになったときには、そこまでお話をできるかどうかということも町民感情としてはあるかと思うのですけれども、でも実際に歩いてみるとそういう声もあるということで、ぜひ認識をしていただきたいなというふうに思います。

それと、国はとにかくもう介護保険に出すお金をどういうふうにして少なくしていくかということとで様々考えますので、やはり矛盾というのは出てきていると思うのです。

介護従事者の処遇改善ということも、本当に大事なことだと思うのです。所管事務調査のときもいろいろ聞きまして、本当に一生懸命やっているのですけれども、払われる給料というのは一定程度で抑えられているということで、仕事の割にしたら決して高い給料というふうには言えないと思うのです。ですから、介護従事している方の処遇改善ということはぜひ必要だと思いますし、独自の給与の補助というものをしているところもありますので、ぜひそのことも含めて考えていかないと、介護の職員をきちんとそろえていくということが難しいのではないかと思います。その点についてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 本当に介護の現場で働く職員の方々は大変な状況にあるというところ、認識をしているところでもあります。前段、1次質問でもお答えをいたしましたけれども、やはり会計年度任用職員の制度に移行するというところ、大変大きな改革だというふうに思っております。今まで臨時職員として、なかなか給与の改定もままならない状態で勤務もしていただいたところでもあります。今度は毎年給料が上がっていく制度でありますし、月給制でもありますし、そういったところでは、今までよりは安定的な職場になっているのではないかというふうに思っているところでもあります。今後は、やはり介護の現場と十分意思疎通を図りながら、運営してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） あともう一点だけ、1次質問でも言いましたけれども、介護サービス事業をやっている方たちが、本当に運営そのものが大変な状況になっているのです。それは、やり方が悪いということよりも、国が介護事業者に対して出しているお金を本当に削ってきているのですよ。介護がこれだけ大事だと言われて利用される方も増えてきている割には、倒産件数もどんどん増えているのです。

私も本当に調べてみてびっくりしたのですが、2000年始まって倒産件数は3件だったのが、2019年には全国で111件。そういうふうにはやはり採算が合わない、そういう中で頑張っていらっしゃるということですから、国に対しても、水準を落とさなければならないような制度設計ではなく、やはりきちんとやっていけるような制度にするべきだということで、町長からも声を上げるということが大事ではないかと思うのです。国から示されたその案で、その中で何とかしようとしても限界があると思うのですよ。

ですから、私たちも国に対しての要望事項もいろんな形で上げていますけれども、町長としても、やっぱり介護というのは大事ですから、その制度設計をもっと変えてほしいということで声を上げるべきだと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この関係につきましては、この関係ばかりではないのですけれども、十勝の期成会として、この問題も国のほうに要望項目として上げているところであります。今後につきましても、引き続きこの要望等について提案をしていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、8番、山谷照夫議員、登壇の上、発言を許します。

1、8番（山谷） JRバスの路線維持について町長に質問いたします。

町長は、令和2年度「町政執行方針」のバス路線の維持について、来年度以降の運行の方向性を本年度中に判断したいと述べています。

生活路線、広尾一庶野間JRバスは、平成15年3月から北海道JRバス株式会社と3年ごとの委託業務契約、えりも町と同額負担として運行に至った経緯や、そして平成30年からは単年度の委託業務契約により運行となった理由、要因を抱えての維持状況にあります。

また、十勝最南端の広尾町と日高東部のえりも町庶野間32キロメートルの海岸線、通称「黄金道路」国道336号を結ぶ公共交通として、1日平日3往復、土日・祝日は2往復を運行している現状にあります。そして、沿線のフンベ、美幌、音調津地区住民の中に、車がない人や高齢者、運転免許証を返納した人が、市街地の商店、病院、役場などへの移動手段の足として、住民の公共交通機関の役割を果たしてきています。

さらに、えりも町からの通学生や、同時に十勝バスでの通学生と同様に、広尾高校存続にとっても不可欠であります。

このようなことから、「生活路線」バスであり、「通学路線」バスと呼ばれる公共交通であると認識しています。

また、日高東部と十勝南部広域連携で、自治体、商工会などで構成された9市町村による日勝半島ブランド名で広域観光を進めていることや、そして日高山脈襟裳「国定公園」の「国立公園」化の動きもあり、観光面が期待されると報じられていることから、「観光路線」としての役割を担っています。

町長は、単年度の委託業務契約により運行している広尾一庶野間については、地域住民の利用状況から判断したいとしているが、次の点についてお聞きします。

第6次広尾町まちづくり推進総合計画の実施計画で、事業費が計画されている「令和3年度から令和7年度」5年間の広尾一庶野間JRバスの維持運行をどのように考えているのか。

2つ目に、事業費が計画されていない「令和8年度以降」については、どのようなお考えなのか。

そして3つ目に、沿線の「フンベ、美幌、音調津」地区住民の意見集約がなされているのか、お聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 山谷議員の質問にお答えをいたします。

JRバスの路線維持についてであります。

JR北海道バスは、平成15年2月末日で広尾からえりも町庶野間の32キロメートルを廃止する通告を受け、えりも町と協議を重ね、廃止の翌日から同社にバス運行を委託することにより、運行の継続と沿線住民の交通手段の確保を図ってきたところであります。

広尾一庶野間の利用者数は、令和元年10月から令和2年9月の平日平均では2.98人です。新型コロナの影響を受けていない前年では3.02人です。平均乗車密度については0.4人となっております。

運行委託料は、えりも町と2分の1ずつの折半でありまして、利用者数の減少から平成15年度の委託料は450万円でしたが、本年度は734万円となっております。

第6次まちづくり推進総合計画の実施計画における前期5年間は、事業費を示していますのは、この区間の交通手段を確保する視点からであります。

令和8年度以降は、前期5年間で取り組む買物の足の確保を支援することと、公共交通を抜本的に改革することの進捗状況で交通手段が変更になることも想定されることから、事業費の計上を見合わせているところであります。

沿線の住民の状況でありますけれども、本年3月に音調津の方々にJRバスの利用状況をお聞きしたところでありまして、「運行時間が利用しづらくほとんど利用していないので利用しやすい手

段を考えてほしい」との意見が出されているところであります。

令和３年度につきましては、現行の運行委託で同区間の運行を継続していきたいと考えているところであります。

１、議長（堀田） 山谷議員。

１、８番（山谷） 今の町長の答弁の中で、令和８年度以降は、前期５年間で取り組む計画の進捗状況において交通手段が変更になることも想定されるということですが、どのようなことが想定されるのかをお聞きしたいと思います。

１、議長（堀田） 村瀬町長。

１、町長（村瀬） 今、事業費につきましては、本年度で734万円でありますから、そのところを十分考えなければならないというふうに思っております。

議員からもご意見がありました、広尾高校をどうやって守っていくのかという点で、庶野の子どもたち、広尾高校に来ていただいておりますから、その関係もございます。

さらには、今走っているＪＲバスの大型バスではなくて違う手段もあるのではないかと、内部で今、検討しているところであります。

令和３年度、来年度は引き続きＪＲバスをお願いをするのですがけれども、違う手段についてぜひ来年度中にも検討を加えて、どんな方法ができるのか、より経済的な方法、そして住民の足を守る点、併せて検討を加えていきたいと思っております。

１、議長（堀田） 山谷議員。

１、８番（山谷） 今お聞きした中で、とても重要な件でありますけれども、やはり今の答弁ですと来年度は現行のまま、それから４年から７年度までは事業に、ここに計上したということは、交通手段を確保するという視点からというふうに判断するわけであります。

そして、今言った８年度以降の問題ですけれども、結局子どもたちの高校の問題もあります。それから、住民の問題もあります。そういう中で、やはりバスをなくするということにはならないのかなというふうには、住民もみんな考えていることであります。ゼロにはならないということである。そういう中で、財政の問題だとかいろいろあります。それから、通学している子どもたちのことも考えて、やはりもし仮に例えば今の状況が大型な車両で経費が増大しているとすれば、利用状況の減少からも見て、それを小型にしていくなとか、あるいは小型化することによって経費が縮減されますよね。その縮減された経費で違う新しい地域の、新しい交通体系を構築していくなとか、そういうことも考えなければいけないと思います。

そういう中で、やはり一番大事なことは、あの沿線だけとえりもだけのことでなくて、新しい交

通体制を考えるとときには、そういう町民の多くの声を広く農村部まで反映させていく必要があるのではないのかなと私は考えます。その辺について、町長のお考えはどうかということをお聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） やっぱり地域における住民の足を守る政策というのは、重要であるというふうに思っております。音調津から広尾まで路線バスが1日3便あるのです。3便あるのですけれども、平均では2.98人でありますから、1便当たり1人乗るか乗らないかということなのです。だから要らないのかといえ、そうではなくて、やっぱり足がある、手段があるというところは大変重要なところでございます。ぜひ利用していただきたいのですが、路線バスの時間帯等々不便なところもあるというところで、なかなか乗っていただけない状況にあるのですが、ただ、手段だけは残しておかないと、やっぱり住民生活、不安でありますから、しっかり足を守る政策を続けていきたいと思っているところであります。

役場の中で、今ご指摘をいただいたJRバスの路線だけではなくて地域の交通手段をどうするかというところ、改めて役場の内部で地域交通検討委員会、これを立ち上げました。そこで今、地域の公共交通を含めて、福祉の観点からも含めてどうあるべきかというところを内部で検討しておりまして、何らかの方向で、いきなり政策は打ち出せませんが、いろんな試行的なことも繰り返しながら、地域の足がどうあるべきか検討させていただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、8番（山谷） 今、町長のほうから、町民を交えた検討組織を立ち上げて、さらに検討して持続可能な地域交通体制の確立を目指すということであるし、第6次まちづくりの中でもそういうことを目指していますが、知ってのとおり、本町以外にもそうですけれども、本町としても高齢化が進んでいるので、スピード感を持って取り組むべきと私は思っています。その関係で、タイムスケジュール的なことはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず、交通手段のことを先に申し上げれば、やはり町のことで言えば、1時間に1本、町の中を路線バスが走っているのですね。なかなかそういうことも周知はしているのですけれども、1時間に1本走っているわけでありますから、なかなかでも車社会で育ってきた方々というのは、お年寄り、まずはバスの乗り方が分からないのだと思うのです。どこから乗っていいのか、券を取るのか、どうやって払うのかということもあって、そういったことも含めて、まずは利用してもらおうということも大切かなというふうに思っています。そういった意味では、地域交

通検討委員会を内部で立ち上げていますけれども、それを一定の方向が出れば地域の方々に入ってもらって、地域全体の中でまた検討委員会を立ち上げていきたいなというふうに思っているところでもあります。

スケジュールの関係でありますけれども、まずは内部でしっかり政策を立案しながら、そして地域の中の方も入っていただいて、どうあるべきかの施策を組み立てていきたいなというふうに思っているところでもあります。

来年については、何とか試行的な、実験的な運行までいけばいいかなというふうに考えているところでありまして、令和4年度に向けて何とか形をつくっていききたいと思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、8番（山谷） 地域の中で、それから内部で、そして今、試行的に令和4年度からという答弁であります。それでも、これはこれ、広尾町側の話でありまして、日高との関連があるわけですね。えりも町という相手があるというふうに、あるいはＪＲ側もあるわけでありまして、その中で令和3年度は現行のままで運行委託するということですからいいのですけれども、令和4年度以降に向けて、広尾町としてえりも町との話し合い、あるいは意見交換、あるいは協議の場が必要不可欠だと私は考えます。その用意はあるのか、町長の決意のほどをお願いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） えりも町とは広域連携含めて、また、このバスの路線を含めて、非常に協議を重ねている関係もあるところでございます。ＪＲの路線バスに限定せずに、両方の町にとってどれが一番いい形なのか、どれが効率的な運行になるのかというところを詰めさせていただければと思っております。

1、議長（堀田） 次に、3番、萬亀山ちず子議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番（萬亀山） 広尾町内には、過去に設置された老朽化が進んでいる看板や道路標識などが多く存在しております。

第6次の「広尾町まちづくり推進総合計画」においても、安心な町を目指すとしているが、町の景観を損なうような看板・標識や、危険を感じる空き店舗や空き家なども目立っているようです。

国道336号、帯広に向かう野塚市街のカーブ付近に回転灯がつけられている交通安全の啓発看板が設置されていますが、長年の風雨にさらされ、ドライバーには読み取れない状態となっております。当時は、帯広に向かう、あるいは広尾に向かう車両には効果的なものだったと考えられております。もともと営林署があった場所ではないかと思いますが、誰がいつ頃設置したのかも分かりま

せんが、根元もさびが発生し、いつ倒れてもおかしくない危険な状態だと感じております。

過去にその場所は、冬期間、アイスバーン状態の路面を猛スピードで走行していた車両がカーブを曲がり切れず民家に衝突し、2人が死亡する事故が発生しております。また、そこは車による事故が頻繁に多発している場所であることから、交通安全への思いから設置されたものではないかと思っております。現在も付近にお住まいの方々は不安を感じているとお聞きしております。

町内には多くの老朽化した看板や標識、危険な空き家や使用されていない公共施設など、町の景観を損なうようなこれらのものを撤去するなり取り壊すことにより、広尾町に来ていただいた方々に「きれいな町だね」と言っていただけるような「まちづくり」が必要であると思っておりますが、町長の考えをお聞きします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 萬亀山議員の質問にお答えをいたします。

景観に配慮したまちづくりについてであります。

具体的にご質問をいただきました野塚市街の国道カーブ付近にある看板の関係でありますけれども、早速職員が現地に赴いて確認をいたしたところであります。土台、根元の強度には問題はないものの、看板部分の風化が進んでいまして、交通安全のための赤い回転灯のみ移設して残して、その際、看板と骨組みは全て撤去する予定であります。

萬亀山議員がおっしゃるように、本町の良好な景観を維持するために、役場の各部門が定期的に街灯や看板、構造物などの見回り点検を行っているところであります。問題を発見した際には随時連絡を取り合いながら、協力して対応しているところであります。強風など災害の際には、なおさら巡回を強化しているところであります。また、町民の方々からご指摘をいただいた場合にも、随時複数の部署が共同で臨機応変に対処しているところであります。

今後とも、町で設置、掲示している公共物はもちろんでありますが、本町の景観が損なわれないよう、適切な点検確認を続けてまいりたいというふうに思っているところであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 萬亀山議員。

1、3番（萬亀山） 前向きなご答弁をいただきまして安心しております。また、根元がまだ危険ではないということなので安心したところです。

さて、行政報告の中で、7月9日に町が管理する町道紋別17号線道路を走行中、ちょうど左側方面に設置された視線誘導標が相手方車両方向に倒れ、相手方車両の前部と左側後部のフェンダーを破損させた報告があったところです。やはりこれも長年の劣化から来ているものであり、また、強風や雪の重みなどでこういった結果になったことが起因しているのかと思います。

また、数年前の本州の事件というか、事故のことなのではけれども、バス停留所の看板が倒れて、通学途中の女子児童に当たってけがをしてしまったという事例があります。大事に至らなくて軽症で済んだようですが、またこのバス停の看板もちょっと心配になってくるのですが、最近のペットブームで犬を連れて散歩する方がいらっちゃって、やっぱりどうしても同じ場所におしっこをしてしまうのですね。そうすると、尿から劣化がしてしまうということもあります。以前は鉄だとかそういうものを使っていたようなのですが、今は塩ビ加工というのですか、何かそういったもので、そういう危険性はないと思いますが、古くなった支柱などは撤去なり、要するに点検などは必要かと思います。こういった標識とか看板が、やはり安心を訴えるものが凶器になってはいけないことだと思います。また、先ほど点検するとおっしゃられておりましたが、一応こういったことも頭に入れていただいて点検していただければと思います。

また、最近では、夏場のときに、このコロナ禍の中で、自家用車、そしてツーリングの人たちが大勢入ってきておりました。日曜日なんか特に食堂が満杯になって、車がもうざっとあるぐらいで大変喜ばしいことなのですが、やはり広尾の町の自然のこの雄大さ、十勝港であり、サンタの山であり、黄金道路といったところで、やはり魅力があるのですね。そして、ストレス発散というか、自然を満喫できるということで多くの人たちが入ってきております。そういった中で、海、山、川、そして彩りを持っている町としては、この景観は大事にするべきだと思いますので、今後より一層この魅力のある景観を守っていただきたく、どうか景観に配慮したまちづくりをしていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 景観に配慮したまちづくり、本当にそのとおりだというふうに思っております。先ほど随時見回りを行っていると言いましたが、ご指摘の件が多々あるところでありまして、しっかりとした見回りも含めてしなければならないと思っております。

また、ご指摘の看板について、他の大きな町では看板が落下して人身事故が起きたケースもあるわけでありまして。そういったことのないように、しっかりと見回りも強化をしていきたいと思っております。

また、ふるさとをしっかりと守っていく上では、景観というのは本当に大事なことでありまして、きれいな町を、やはり豊かな町として次の世代に残すための景観というのはしっかりと大事にしながら、まちづくりを進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日10日は議事の都合により休会とし、11日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。
本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時37分